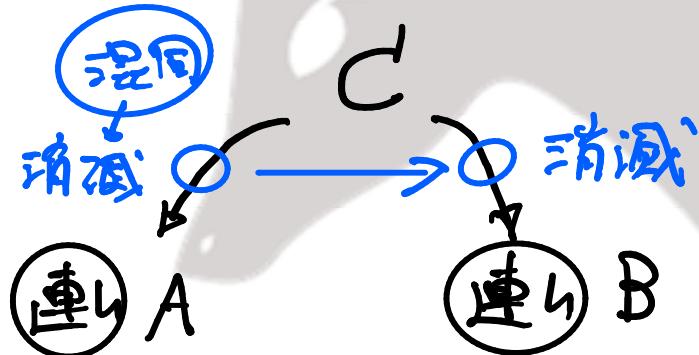


連帯債務 宅建 H01-10-4 <#780>

【問】正誤をつけよ。

A及びBは、Cと売買契約を締結し、連帯してその代金を支払う債務を負担している。Cが死亡し、Aがその相続人としてその代金債権を承継しても、Bの代金支払債務は、消滅しない。X



【答え】誤り

《ポイント1》連帯債務者の一人との間の混同 【★基礎必須】

連帯債務者の一人と債権者との間に**混同**があったときは、その連帯債務者は、**弁済**したものとみなす。（民法440条）

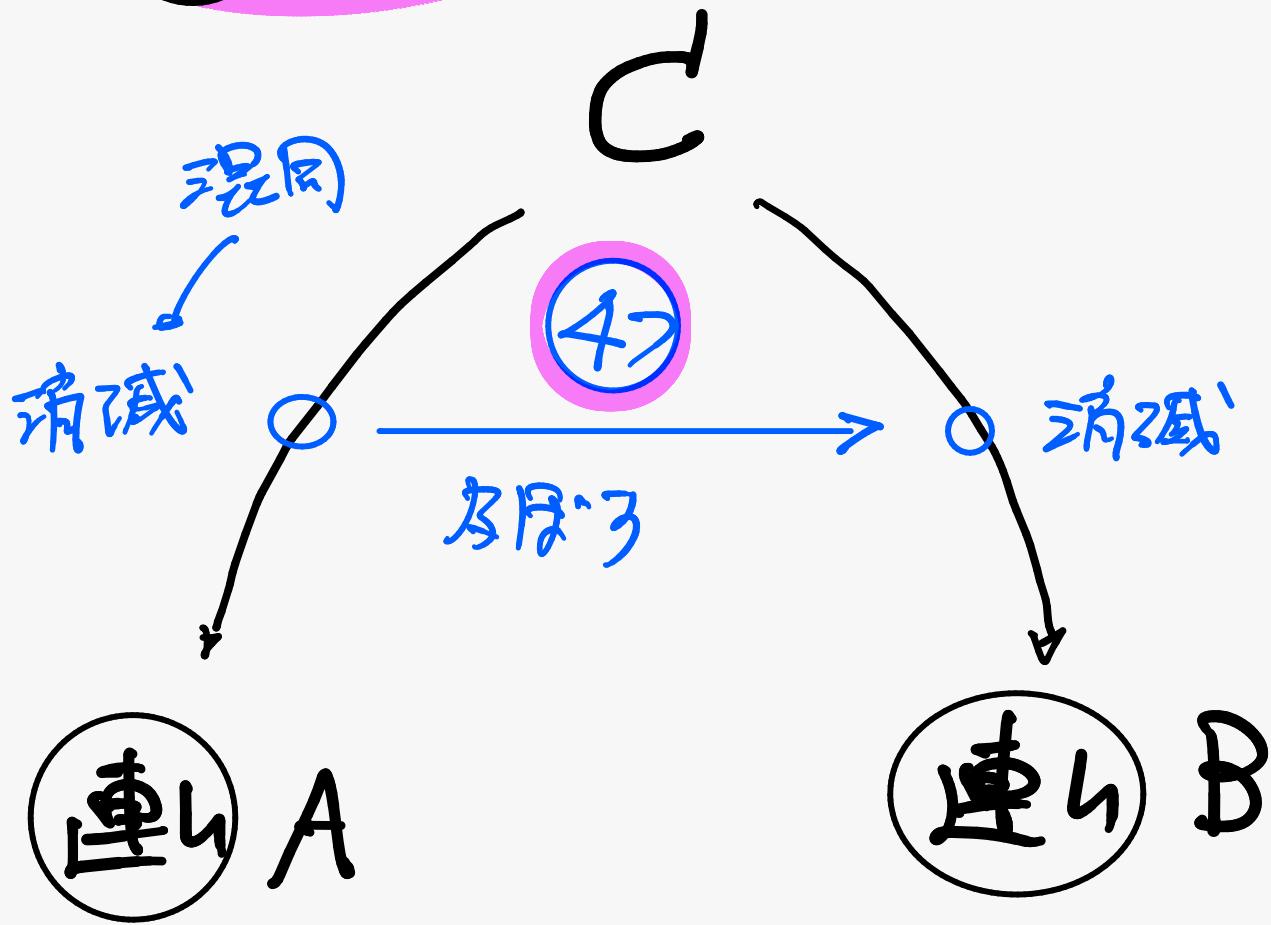
《ポイント2》相対的効力の原則 【★基礎必須】

第438条(更改)、第439条第1項(相殺)及び前条(混同)に規定する場合を除き、**連帯債務者**の一人について生じた事由は、**他の連帯債務者に対してその効力を生じない**。（民法441条）

⇒ 原則は、**相対的効力**

例外的に、**弁済、更改、相殺、混同**は、**絶対的効力**

☆ **連山** 絶対力



弁済(履行)、更改、相殺、強制